

平成21年第1回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

開会期日 平成21年3月12日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井澗治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎讓	総務政策課長	小倉久義
総務政策課 企画員	山崎一光	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	藪内昭孝	住民生活課長	清水一則
住民生活課 企画員	廣井哲也	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	高垣通代	住民生活課 企画員	藪内博文
税務課長	池田秀明	税務課企画員	深見芳治

産業建設課長	大江 克明	産業建設課員 企画員	脇田 英男
産業建設課員 企画員	宮本 正明	産業建設課員 企画員	植本 亮
上下水道課長	和田 幸太郎	上下水道課員 企画員	菅根 清
上下水道課員 企画員	植本 敏雄	教育委員会 総務課長	吉田 充伸
教育委員会 生涯学習課長	木村 勝彦		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 2 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計老人保健予算
- 日程第 3 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 4 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第 5 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業
予算
- 日程第 6 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 7 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業
予算
- 日程第 8 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業
予算
- 日程第 9 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 1 0 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 1 1 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業
予算
- 日程第 1 2 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 1 3 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 1 4 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 1 5 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度西牟婁郡公平委員会予算

開 会 午前9時30分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回上富田町議会定例会第2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第13号～日程第15 議案第27号

議長（吉田盛彦）

日程第1 議案第13号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算の件から日程第15 議案第27号、平成21年度西牟婁郡公平委員会予算の件まで15件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、清水君。

住民生活課長（清水一則）

私の方から、議案第13号から議案第16号までご説明いたします。

議案第13号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成21年度上富田町の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,513万5,000円と定める。

2、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

本年2月末の国民健康保険の加入世帯は2,969世帯で、被保険者数は5,684名です。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入につきましては、1款、国民健康保険税で5億1,879万3,000円と定めております。

2款、使用料及び手数料で1万円、3款、国庫支出金で5億5,475万4,000円、4款、療養給付費交付金で7,154万2,000円、5款、前期高齢者交付金で1億9,980万円、6款、県支出金で1億1,534万7,000円、7款、共同事業交付金で2億2,569万9,000円、8款、財産収入で1,000円、9款、繰入金で1億6,911万4,000円、10款、繰越金で1万円、11款、諸収入で6万5,000円。

歳入合計では、18億5,513万5,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款、総務費で5,559万6,000円と定めております。

2款、保険給付費で11億3,205万8,000円、3款、後期高齢者支援金等で2億5,125万円、4款、前期高齢者納付金等で83万5,000円、5款、老人保健拠出金で5,200万円、6款、介護納付金で9,500万円、7款、共同事業拠出金で2億4,486万円、8款、保健事業費で1,893万5,000円、9款、基金積立金で1,000円、10款、公債費で150万円、11款、諸支出金で210万円、12款、予備費で100万円。

歳出合計では、18億5,513万5,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

6ページ、7ページ、8ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、9ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、1款、国民健康保険税で、一般被保険者分と退職被保険者分で5億1,879万3,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

2款、使用料及び手数料で1万円としております。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金で、療養給付費等保険者負担分の 34%分と特定健診等を含め、4 億 2,776 万 8,000 円と定めております。

2 項、国庫補助金の 1 目、財政調整交付金で 1 億 2,698 万 6,000 円と定めております。これは、保険者負担分の 9%を見込んでおります。

4 款、療養給付費交付金で 7,154 万 2,000 円としております。これは、支払基金から交付されるものでございます。

5 款、前期高齢者交付金で 1 億 9,980 万円と定めております。これは、支払基金から交付されるもので、前期高齢者の加入率が高いほど多く交付されます。

6 款、県支出金、1 項、県負担金で、普通調整交付金の保険者負担分の 7%など、1 億 1,334 万 7,000 円と定めております。

2 項、県補助金の財政対策補助金で 200 万円としております。これは、国の補助金が出ないための部分の 2 分の 1 を見込んでおります。

7 款、共同事業交付金で 2 億 2,569 万 9,000 円と定めております。これは、30 万円及び 80 万円を超える医療費に対して、国保連合会から交付されるものでございます。

8 款、財産収入で前年度と同額の 1,000 円を計上しております。

次の 12 ページをお願いいたします。

9 款、繰入金の 1 目、一般会計繰入金で、基盤安定繰入金の保険税 7 割、5 割、2 割軽減分の町負担分 4 分の 1、支援分 2 分の 1 など、1 億 3,573 万 9,000 円と定めております。

2 項、基金繰入金の国民健康保険基金繰入金で 3,337 万 5,000 円を見込んでおりますが、町長が冒頭でご説明しましたように、平成 20 年度の決算におきまして基金残高がなくなれば、国保税の値上げを 6 月議会に上程することになると思います。

10 款、繰越金で前年度と同額の 1 万円を計上しております。

11 款、諸収入の延滞金、町預金利子、雑入等で前年度と同額計上しております。

次に、14 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款、総務費の 1 目、一般管理費で 2,872 万 2,000 円を計上しております。主なものは、人件費等と医療制度改正に伴う国保システム改修費でございます。

2 目、連合会負担金及び 2 項の徴税费、3 項、運営協議会費につきましては、所要の経費を計上しております。

2 款、保険給付費、1 目、一般被保険者療養給付費で 9 億 2,000 万円を見込み、次のページをお願いいたします。2 目、退職被保険者等療養給付費で 6,900 万円等、

合わせて10億974万8,000円を計上しております。

2項、高額療養費で、制度改正により3目、4目の高額介護合算療養費を新たに設けて、1億180万円としております。

3項、移送費で、前年度と同額を計上しております。

4項、出産育児諸費で1,920万円、5項、葬祭諸費で129万円を計上しております。

次の18ページをお願いいたします。

3款、後期高齢者支援金等で2億5,125万円を計上しております。これは、以前の老人保健医療費拠出金にかわるものでございます。

4款、前期高齢者納付金等で83万5,000円を計上しております。これは、支払基金に拠出するものでございまして、各保険者間の調整を行い、前期高齢者加入率が全国平均を上回れば、前期高齢者交付金が交付されます。当町は約2億円程度交付されているものでございます。

5款、老人保健拠出金で5,200万円としております。これは、平成19年度の精算分を支払基金へ拠出するものでございます。

6款、介護納付金で9,500万円を計上しております。これは、40歳から64歳までの介護分で、支払基金に納付するものでございます。

7款、共同事業拠出金で2億4,486万円としております。これは、県内市町村の財政安定化を図るため、一般被保険者の30万円及び80万円を超える医療費について、国保連合会に拠出するものでございます。

次の20ページをお願いいたします。

8款、保健事業費の1目、特定健康診査等事業費で931万3,000円を計上しております。

2項、保健事業費の1目、保健衛生普及費で962万2,000円を計上しております。これは、人間ドック委託料等でございます。

9款、基金積立金で1,000円、10款、公債費で一時借入金利子150万円を計上しております。

11款、諸支出金と、次のページをお願いいたします。12款、予備費で、前年度と同額を計上しております。

23ページからの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第14号、平成21年度上富田町特別会計老人保健予算。

平成21年度上富田町の特別会計老人保健の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ398万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

この会計につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度が始まっておりますが、診療請求の遅延、介護請求等の関係で、今後予算は減少してまいります。平成23年度まで予算計上することになりますので、よろしくお願ひします。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入につきましては、1款、支払基金交付金で198万4,000円と定めております。2款、国庫支出金で130万円、3款、県支出金で32万5,000円、4款、繰入金で36万8,000円、5款諸収入で1万1,000円。

歳入合計では、398万8,000円と定めております。

歳出につきましては、1款、総務費で4万円、2款、医療諸費で394万6,000円、3款、公債費で2,000円。

歳出合計では、398万8,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、1款、支払基金交付金の1目、医療費交付金と2目、審査支払手数料交付金で、198万4,000円と定めております。

2款、国庫支出金の1目、医療費負担金で130万円、3款、県支出金の1目、医療費負担金で32万5,000円、4款、繰入金の1目、一般会計繰入金で36万8,000円、5款、諸収入の1目、町預金利子で1,000円、2項、第三者納付金で1万円と定めております。

次に、8ページをお願いいたします。

3、歳出につきましては、1款、総務費の1目の一般管理費で所要の事務的経費として4万円を計上しております。

2款、医療諸費の1目、医療給付費で372万円、2目、医療費支給費で18万円、3目、審査支払手数料で4万6,000円を計上しております。これらは、平成20年度の実績をもとに見込んでおります。

3款、公債費で、一時借入金の利子2,000円を計上しております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第15号、平成21年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成21年度上富田町の特別会計後期高齢者医療予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,356万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

本年2月末の後期高齢者医療加入者は1,772名となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入につきましては、1款、保険料で6,998万8,000円と定めております。

2款、繰入金で1億357万8,000円と定めております。

3款、諸収入で2,000円。

歳入合計では、1億7,356万8,000円と定めております。

歳出につきましては、1款、総務費で250万円と定めております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金で1億7,088万円と定めております。

3款、公債費で18万8,000円。

歳出合計では、1億7,356万8,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、6ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、1款、保険料の1目、後期高齢者保険料で6,998万8,000円と定めております。保険料につきましては、広域連合で試算された金額を計上

しております。なお、制度改正による保険料減額につきましては、国が調整交付金で広域連合に交付されます。

2款、繰入金の1目、一般会計繰入金で、1億357万8,000円と定めております。これにつきましては、広域連合で試算された金額に基づいて計上しております。

3款、諸収入の過料と町預金利子につきましては、それぞれ1,000円を計上しております。

3、歳出につきましては、1款、総務費の1目、一般管理費で、所要の経費200万3,000円を計上しております。これは、申請書、被保険者証等に関する経費でございます。

2項、徴収費の1目、徴収費につきましても所要の経費49万7,000円を計上しております。これは、納付書等徴収関係の経費でございます。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金として1億7,088万円を計上しております。これは、歳入で見込んでおります徴収保険料等を広域連合に納付するものでございます。次のページをお願いいたします。

3款、公債費で、一時借入金利子18万8,000円を計上しております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第16号、平成21年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成21年度上富田町の特別会計介護保険予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7,226万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

本年2月末の65歳以上の方は3,152名で、昨年同期から比べますと87名の増となっております。高齢化率は20.6%で、昨年より0.6%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入につきましては、1款、保険料で1億2,767万1,000円と定めております。

2款、使用料及び手数料で1,000円、3款、国庫支出金で1億8,211万5,000円、4款、支払基金交付金で2億1,288万1,000円、5款、県支出金で1億371万4,000円、6款、財産収入で1万6,000円、7款、繰入金で1億4,116万7,000円、8款、繰越金で1万円、9款、諸収入で468万9,000円。

歳入合計では、7億7,226万4,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款、総務費で4,247万3,000円と定めております。

2款、保険給付費で6億9,630万円、3款、公債費で150万円、4款、地域支援事業費で3,199万1,000円。

歳出合計では、7億7,226万4,000円と定めております。

5ページ、6ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に7ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、1款、保険料の1目、第1号被保険者保険料で1億2,767万1,000円と定めております。制度改正で第1号被保険者負担割合が、平成21年度から19%から20%に1%増となります。

2款、使用料及び手数料の1目、督促手数料で1,000円。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金の1目、介護給付費負担金で1億2,618万円、これは負担割合20%を見込んでおります。

2項、国庫補助金の1目、調整交付金で4,874万1,000円、これは7%を見込んでおります。

2目、介護予防事業交付金で332万6,000円、3目、包括的支援・任意事業交付金で386万8,000円としております。

次のページをお願いします。

4款、支払基金交付金の1目、介護給付費交付金で2億889万円、これは30%を

見込んでおります。

2目、地域支援事業支援交付金で399万1,000円としております。

5款、県支出金、1項、県負担金の1目、介護給付費負担金で1億11万7,000円、これは14.4%を見込んでおります。

2項、県補助金の1目、介護予防事業交付金と2目、包括的支援・任意事業交付金で359万7,000円としております。

6款、財産収入の1目、利子及び配当金で1万6,000円。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金の1目、介護給付費繰入金で8,703万8,000円、これは負担割合12.5%を見込んでおります。

2目、その他一般会計繰入金等5,187万1,000円を計上しております。

2項、基金繰入金の1目、介護保険臨時特例基金繰入金で、新たに225万8,000円と定めております。これは、議案第1号でご説明いたしました基金からの繰り入れでございます。

8款、繰越金で1万円、9款、諸収入、1項、町預金利子で1,000円、2項、雑入の、次のページをお願いします。3目、新予防給付サービス計画費収入で468万6,000円としております。これは、要支援1、2のケアプラン作成料でございます。

次に、3、歳出につきましては、1款、総務費の1目、一般管理費で3,859万9,000円を計上しております。主に所要の経費でございますが、13節、委託料で介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料で383万3,000円を計上しております。これは、保険料所得段階の細分化及び高額医療、高額介護合算化に対応するものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

2項、徴収費で69万7,000円、3項、介護認定調査費で317万7,000円としており、事務等の必要経費を計上しております。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費につきましては、介護認定者要介護1から5の方が各サービスを利用した場合に給付するもので、合計で5億7,920万円を計上しております。2月末の要介護認定者は446名で、うち施設入所者は98名となっております。

次に、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、2の認定者が各サービスを利用した場合に給付するものでございます。

次の14ページをお願いいたします。

合計で4,084万円を計上しております。2月末の要支援1、2の認定者は131名となっております。

3項、その他諸費の1目、審査支払手数料で132万円を計上しております。

4項、高額介護サービス等費で、要支援、要介護認定者の各サービスの1割の利用負担額が1カ月単位で上限を超えたときに払い戻すサービス費で、2,260万円を計上しております。

5項、高額医療合算介護サービス等費につきましては、制度改正により今回新たに設けられたサービスで、各種医療保険の世帯に介護保険受給者がいる場合、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、新たに設定される年間の自己負担限度額を超えたときに払い戻すサービスで、今回新たに650万円を計上しております。

6項、特定入所者介護サービス等費では、低所得者の方に対しまして施設の居住費、食費の補足給付費として4,584万円を計上しております。

次の16ページをお願いいたします。

3款、公債費で一時借入金利子150万円を計上しております。

4款、地域支援事業費につきましては、包括的支援センターの運営経費等でございます。1項、介護予防事業費で1,330万4,000円を計上しております。特定高齢者施策や一般高齢者施策事業を実施するもので、「てんとうむし」教室やシニアエクササイズなどの実施を予定しております。

また、生活機能評価委託料では、医師が血压検査、問診等で介護認定される境目の人を抽出して介護予防を行うこととなります。

2項、包括的支援事業・任意事業につきましては、1目、総務管理費で207万8,000円を計上しております。主なものとしましてはケアプラン作成業務委託料で、愛の園、社協等に263件予定しております。

2目、介護予防ケアマネジメント町単独事業費で693万8,000円を計上しております。主なものは、社協に委託している生きがい活動支援事業等でございます。

3目、総合相談・権利擁護事業で454万3,000円としております。

次の18ページをお願いいたします。

4目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で306万4,000円としております。

5目、任意事業で206万4,000円を計上しております。主なものは家族介護等の支援費用でございます。

20ページからの給与費明細書につきましては、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、脇田君。

産業建設課企画員（脇田英男）

私の方から、議案第17号と第18号についてご説明させていただきます。

平成21年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業予算。

平成21年度上富田町の特別会計町営砂利採取砕石事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,801万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の既定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

歳入。

砂利事業収入、予算額401万円と定めております。財産収入、予算額470万1,000円と定めております。繰入金1,928万3,000円、繰越金1万円、諸収入1万1,000円。

歳入合計につきましては、予算額2,801万5,000円と定めています。

3ページをお願いいたします。

歳出。

公営企業費、予算額2,799万円、公債費2万5,000円。

歳出合計につきましては、予算額2,801万5,000円と定めています。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しください。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款、砂利事業収入、砂利販売収入につきましては、河川清掃で約 3,000 立米を計画してございます。収入につきましては 401 万円と定めてございます。

2 款、財産収入につきましては、1,000 円と定めています。リ

2 款の第 2 項、財産売却収入につきましては 470 万円と定めています。これにつきましては、保有土地、岩崎地内にもと砂利の置場がございまして、その一部が今回の高速用地にかかってきてございます。その販売を予定してございます。

3 款、繰入金、928 万 3,000 円と定めてございます。

同じく 3 款、2 項の一般会計繰入金 1,000 万円と定めています。これにつきましては、損害賠償額の負担に係る和解金の繰り入れでございます。

4 款、繰越金 1 万円と定めています。

5 款、町預金利子 1,000 円と定めています。

同じく 5 款の雑入につきましては、1 万円と定めてございます。

8 ページをお願いいたします。

3、歳出。

1 款、公営企業費、1 目、砂利総務費、予算額 1,422 万 1,000 円につきましては、職員 2 名分の給料及び共済費等を措置してございます。

2 目の砂利事業費につきましては、1,376 万 9,000 円、主なものにつきましては河川清掃の諸費用と砂利企業基金積立金を措置してございます。

計 2,799 万円と定めています。

2 款、公債費、予算額 2 万 5,000 円と定めています。

10 ページから 13 ページの給与費明細書等につきましては、お目通しください。

ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第 18 号についてご説明させていただきます。

平成 21 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成 21 年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 9,623 万 8,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

諸収入につきましては、予算額1億9,623万8,000円と定めています。

歳入合計につきましても、1億9,623万8,000円と定めています。

歳出。

宅地造成費、予算額1億9,473万8,000円と定めています。

公債費、予算額150万円と定めてございます。

歳出合計につきましては、1億9,623万8,000円と定めています。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しのほどよろしく願います。

次に、4ページをお願いいたします。

2、歳入。

1款、諸収入の宅地造成事業収入につきましては、主なものといたしまして、一般保有土地の売却を予定してございます。まず、高速道路に係る売却につきましては、字荒堀で2筆、そして岩崎の大泓地区で1筆を予定してございます。ほかに一般保有土地、白滝団地あるいは後代団地の売却を予定してございます。金額といたしましては、1億5,349万1,000円です。

2目、町預金利子につきましては、予算額1,000円を定めています。

3目、雑入につきましては、4,040万円。

計1億9,623万8,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款、宅地造成費、主なものにつきましては工事請負費、この工事請負費につきましては、高速道路用地等に係る代替宅地分約4,000平米の宅地造成のうち盛土工を計

画してございます。

そして、公有財産購入費につきましても、上記の用地取得に係る4,100平米、5件10筆分を予定してございます。金額につきましては、1億1,400万円を予算措置してございます。

2目の大内谷残土処理場事業費、予算額4,648万円、主なものにつきましては、1名分の給料と調査費でございます。そして、工事請負費3,584万円につきましては、一昨年より峠トンネルのオープンカットにて山側法面の滑り面があり、その調査と本年度による工事の対策によって不測の日数を要した関係で、もう1年延期をしたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

6ページは、合計予算額1億9,473万8,000円と定めてございます。

2款の公債費につきましては、利子150万円と定めています。

7ページから10ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、議案第17号、第18号、ご承認のほどよろしく願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

それでは、議案第19号、第20号について説明申し上げます。

まず、議案第19号、平成21年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

平成21年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ433万4,000円と定める。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款、諸収入、1項、貸付金元利収入433万3,000円、2項、町預金利子1,000円とし、歳入合計433万4,000円と定めております。

歳出。

歳出の公債費につきましては433万4,000円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2、歳入。

1 款、諸収入、1 目、宅地取得資金貸付金元利収入につきましては4 3 3 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

1 款、諸収入の町預金利子につきましては1 , 0 0 0 円と定めております。

県支出金については、今年度はございません。

3、歳出。

1 款、公債費、1 目、元金3 2 7 万 2 , 0 0 0 円、2 目、利子1 0 6 万 2 , 0 0 0 円の、合計4 3 3 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。

6 ページをお願いします。

この表は地方債の現在高の見込みに関する調書です。左の方から、2 , 6 5 8 万 4 , 0 0 0 円につきましては平成1 9 年度末の現在高、2 , 3 2 2 万 9 , 0 0 0 円につきましては平成2 0 年度末の見込み額、3 2 7 万 2 , 0 0 0 円につきましては平成2 1 年度の償還見込み額、1 , 9 9 5 万 7 , 0 0 0 円につきましては平成2 1 年度の見込み額です。

続きまして、議案第2 0 号について説明申し上げます。

平成2 1 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

平成2 1 年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1 , 9 9 3 万 3 , 0 0 0 円と定める。

平成2 1 年3 月1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第1 表 歳入歳出予算」。

歳入。

1 款、県支出金1 3 万円、2 款、諸収入、1 項、貸付金元利収入1 , 9 8 0 万 2 , 0 0 0 円、2 項、町預金利子1 , 0 0 0 円とし、歳入合計1 , 9 9 3 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

歳出。

公債費につきましては1 , 9 9 3 万 3 , 0 0 0 円と定めております。

3 ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4 ページをお願いします。

2、歳入。

1 款、県支出金、1 目、民生費県補助金につきましては13万円と定めております。

2 款、諸収入、住宅新築資金貸付金元利収入につきましては1,980万2,000円と定めております。

2 款、諸収入の町預金利子につきましては1,000円を計上しております。

5 ページをお願いします。

3、歳出。

1 款、公債費、1 目、元金1,540万7,000円、2 目、利子452万6,000円の計1,993万3,000円と定めております。

6 ページをお願いします。

この表は地方債の現在高の見込みに関する調書です。左の方から、1億2,535万2,000円につきましては平成19年度末の現在高、1億953万1,000円につきましては平成20年度末の見込み額、1,540万7,000円につきましては平成21年度の償還見込み額、9,412万4,000円につきましては平成21年度の見込み額です。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

議長（吉田盛彦）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

教育委員会生涯学習課長、木村君。

教育委員会生涯学習課長（木村勝彦）

議案第21号についてご説明いたします。

平成21年度上富田町特別会計奨学事業予算。

平成21年度上富田町の特別会計奨学事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入につきましては、財産収入で1,000円、繰越金で1,000円、諸収入で511万4,000円、繰入金で16万5,000円。

歳入合計では、528万1,000円と定めています。

歳出。

総務費で528万1,000円。

歳出合計では、528万1,000円と定めています。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しのほどお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

2、歳入ですが、目の利子及び配当金、繰越金、延滞金、町預金利子につきましては、各1,000円を計上しています。

諸収入の奨学事業貸付金元利収入では、継続分、新規分合わせて27名分の奨学貸付金元利収入として511万2,000円を計上しています。

繰入金の奨学基金繰入金として16万5,000円を計上しています。

3、歳出ですが、一般管理費では528万1,000円を計上しております。主なものにつきましては、貸付金として新規8名、継続15名、合わせて23名分で523万2,000円を計上しています。

なお、ほかの節につきましては所要額を計上しております。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

上下水道課長、和田君。

上下水道課長（和田幸太郎）

それでは、よろしくお願い申し上げます。議案第22号から議案第25号までについてご説明申し上げます。

議案第22号、平成21年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成21年度上富田町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数6,100戸、2、総配水量832万立方メートル、3、1日平均配水量2万2,800立方メートル、4、配水設備改良費1億3,565万円。

2ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款、水道事業収益4億6,000万、第1項、営業収益4億5,800万、第2項、営業外収益200万。

支出。

第1款、水道事業費用4億6,000万、第1項、営業費用3億4,381万1,000円、第2項、営業外費用1億1,618万9,000円。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,780万2,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収入。

第2款、水道事業資本的収入8,945万、第1項、工事負担金2,515万、第2項、他会計負担金30万、第3項企業債6,400万。

支出。

第2款、水道事業資本的支出2億7,725万2,000円、第1項、建設改良費1億3,645万、第2項、企業債償還金1億4,080万2,000円。

4ページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、大山配水池耐震化整備事業、限度額6,400万、起債の方法、証書借り入れの方法等により政府または地方公営企業等金融機構から借り入れる、利率、年5.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件によるとしてございます。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと

定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

職員給与費4,806万9,000円。

5ページをお願いいたします。

棚卸資産の購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は1,500万円と定める。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

7ページをお願いいたします。

平成21年度上富田町水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入。

1、水道事業収益、本年度4億6,000万円と定めてございます。これにつきましては、使用水量の伸び悩みによる水道料金の減少、及び新規加入者の減少となる水道加入負担金の減額を見込んで、前年度より1,700万円の減額としてございます。

営業収益4億5,800万円、1、給水収益4億5,200万円、これにつきましては町内の水道料金として3億2,000万円、用水供給事業として、田辺市からの水道料金として1億3,200万円を見込んでございます。

受託給水工事収益10万円、その他の営業収益590万円を見込んでございます。内容につきましては、材料売却収益、メーターボックス、止水栓等で100万円、手数料として、給水の開始、中止手数料及び農集、共同汚水、公共下水道使用料の徴収手数料として110万円、分担金として水道加入負担金380万円を見込んでございます。

営業外収益、本年度200万円措置してございます。1の受取利息及び配当金については、預金利子として1万円を見込んでございます。雑収益につきましては199万円を措置してございます。これについては、田辺市からの起債の償還利息及び土地の貸付料等でございます。

8ページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用、本年度4億6,000万円を措置してございます。営業費用として3億4,381万1,000円を措置してございます。原水及び浄水費につきましては1

億 1,061 万円を計上してございます。主なものにつきましては、職員 2 名分の人件費で 1,597 万 7,000 円、それから、通信運搬として基本回線専用料として 168 万円、委託料として電気保安業務、夜警等委託費で 715 万 4,000 円。

9 ページをお願いいたします。

修繕費として、ポンプ、水位計等の修理費等で 3,000 万円、動力費として、浄水場 2 カ所の電気料金として 5,000 万円等を措置してございます。

2、配水及び給水費につきましては、本年度 5,873 万 5,000 円を措置してございます。主なものにつきましては職員 2 名分の人件費で 1,483 万円。

次のページ、10 ページをお願いいたします。

修繕費で、配水管の修繕で 3,200 万円を見込んでございます。動力費としまして、配水池及び受水池 9 カ所の電気代として 810 万円を見込んでございます。

3、受託給水工事費として 10 万円を計上してございます。

4、業務費、本年度 2,888 万 5,000 円を計上してございます。主な内容としまして、職員 2 名分の人件費で 783 万 3,000 円、それから臨時職員 1 名分の賃金として 119 万 4,000 円、それから納付書、検針カードの印刷等で 126 万 7,000 円。

11 ページをお願いいたします。

それから、委託料として検針員 2 名の委託料等で 852 万 8,000 円、賃借料として電算機借り上げで 682 万 5,000 円を措置してございます。

総係費、本年度 1,545 万 1,000 円を計上してございます。主な内容につきましては、給料、手当、法定福利等の職員 1 名分の人件費で 927 万 9,000 円、それから負担金として、水道協会等の負担金で 28 万 8,000 円、富田川治水組合負担金として 403 万 4,000 円、合計 432 万 2,000 円を措置してございます。

減価償却費につきましては、本年度 1 億 2,300 万円を措置してございます。有形固定資産の減価償却でございます。

12 ページをお願いいたします。

資産減耗費、本年度 503 万円を措置してございます。固定資産の除却費及び棚卸資産の減耗等でございます。

その他の営業費用で 200 万円措置してございます。材料の売却原価でございます。

営業外費用につきましては、本年度 1 億 1,618 万 9,000 円を措置してございます。

支払利息及び企業債取扱諸費として 9,818 万 4,000 円、企業債の利息及び一時借入金の利息を措置してございます。

消費税につきましては1,800万円、前年度と同額措置してございます。

雑支出については5,000円でございます。

13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入。

水道事業資本的収入、本年度8,945万円を措置してございます。

1、工事負担金として2,515万円を措置してございます。工事負担金の内容でございますけれども、宅地造成に伴う特別加入負担金及び本管移設補償費、及び田辺市からの協約負担金としての起債償還の元金の受け入れを見込んでございます。

2、他会計負担金として30万円措置してございます。一般会計からの消火栓設置による負担金を見込んでございます。

企業債として6,400万円、これにつきましては、大山配水池耐震化工事の起債を見込んでございます。

14ページをお願いいたします。

水道事業資本的支出、本年度2億7,725万2,000円を措置してございます。

建設改良費として1億3,645万円を措置してございます。配水設備改良費で1億3,565万円、主な内容につきましては工事請負費として1億3,300万円計上してございます。内容につきましては、今回、本年度に計画しております大山配水池の耐震化工事、南紀の台の配水管の改良工事、熊高配水管改良工事及び公共下水道事業による配水管の移設工事等を措置してございます。

営業設備費、80万円措置してございます。量水器の購入を見込んでございます。

企業債の償還金につきましては1億4,080万2,000円を計上してございます。

投資につきましては本年度ゼロでございます。

15ページをお願いいたします。

平成21年度上富田町水道事業会計予算資金計画書でございます。合計金額でご説明させていただきます。

受入資金、前年度決算見込額として合計8億5,881万9,005円を見込んでございます。

16ページをお願いいたします。

支払資金として、前年度決算見込額として合計5億459万3,131円を見込んでおり、差し引き3億5,422万5,874円、これにつきましては21年度へ繰り越す見込みでございます。

恐れ入ります、15ページへお戻りください。

15 ページ、受入資金の当年度予定額につきましては、合計で9億1,122万5,874円を見込んでございます。

16 ページをお願いいたします。

支払資金として、当年度予定額、合計で6億2,165万7,000円を見込んでおり、差し引き2億8,956万8,874円を予定してございます。

続きまして、17ページから21ページにつきましては給与費の明細書でございます。お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

22 ページをお願いいたします。

平成20年度上富田町水道事業予定損益計算書でございます。これにつきましても合計金額でご説明させていただきます。

1の営業収益4億2,782万円、営業費用2億8,404万5,000円、営業利益として1億4,377万5,000円を予定してございます。

営業外収益443万1,000円、営業外費用1億293万7,000円、経常利益として4,526万9,000円を予定してございます。

それから、特別利益でございますけれども、これにつきましては平成19年度の調停漏れによる修正益ということで8,700円、当年度の純利益として4,527万7,700円を予定してございます。なお、平成19年度末の未処理欠損金は2億178万1,000円であり、今回、平成20年度で4,527万7,700円の純利益を見込んでおりますので、平成20年度末の未処理欠損金は1億5,600万円程度になる見込みでございます。

23 ページをお願いいたします。

平成20年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても合計金額でご説明させていただきます。

まず、資産の部です。

固定資産、固定資産合計で31億8,842万5,440円、流動資産、流動資産合計で4億2,780万5,874円、資産合計36億1,623万1,314円になる見込みでございます。

24 ページをお願いいたします。

負債の部。

流動負債、流動負債合計2,280万、負債合計は、同額で2,280万円。

資本の部。

資本金、資本金合計で20億9,254万7,102円、剰余金につきましては、25ページの剰余金合計で15億88万4,212円、資本合計で35億9,343万1,

314円。

負債資本合計で36億1,623万1,314円を予定してございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

平成21年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。

これにつきましても合計金額でご説明させていただきます。

資産の部。

固定資産、固定資産合計32億515万8,474円、流動資産、流動資産合計で3億5,556万8,874円、資産合計として35億6,072万7,348円。

27ページをお願いいたします。

負債の部でございます。

流動負債、流動負債合計で1,280万円、負債合計で同額1,280万円。

資本の部。

資本金、資本金合計で20億1,574万5,557円、剰余金につきましては、28ページをお願いいたします。剰余金合計で15億3,218万1,791円、資本合計として35億4,792万7,348円。

負債資本合計で35億6,072万7,348円を予定してございます。

以上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号をご説明申し上げます。

議案第23号、平成21年度上富田町特別会計共同汚水処理施設事業予算。

平成21年度上富田町の特別会計共同汚水処理施設事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,020万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る

予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」でございます。

歳入。

1、使用料及び手数料につきましては、1,180万円と定めてございます。

財産収入につきましては1,000円、繰越金につきましては20万円と定めてございます。

4、諸収入につきましては2,000円、繰入金につきましては5,820万5,000円と定めてございます。

歳入合計では7,020万8,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

污水处理費につきましては、7,019万8,000円と定めてございます。

公債費につきましては、1万円と定めてございます。

歳出合計では7,020万8,000円と定めてございます。

4ページ、5ページにつきましては、事項別明細書でございます。恐れ入ります、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料、使用料でございますけれども、本年度1,180万円を計上してございます。これにつきましては共同污水处理施設使用料を見込んでございます。

財産収入として、利子及び配当金、1,000円の基金利子を見込んでございます。

繰越金につきましては20万円を見込んでございます。

諸収入につきましては、町預金利子で2,000円見込んでございます。

繰入金につきましては、基金繰入金として、本年度5,820万5,000円を見込んでございます。本年度公共下水道工事に接続することに伴い、工事負担金及び受益者負担金に充当するため、基金より繰り入れを見込んでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

污水处理管理費、本年度7,019万8,000円を計上してございます。主なものにつきましては、処理場施設の電気代及び修繕料等の需用費で399万5,000円、それから委託料で、所要施設の維持管理委託料として191万1,000円、負担金、

補助及び交付金として5,820万5,000円、これにつきましては、公共下水道工
事の工事の負担金850万5,000円と下水道事業に伴う受益者負担金として4,9
70万円を措置してございます。

8ページをお願いいたします。

公債費でございます。1、利子でございます。本年度1万円を計上してござい
ます。一時借入金利子を予定してございます。

9ページから12ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しのほ
どよろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第24号、平成21年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

平成21年度上富田町の特別会計農業集落排水事業予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,089万5,000円と
定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額
は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費
の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係
る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページ、2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

使用料及び手数料につきましては、4,236万9,000円と定めてございます。

繰入金につきましては、1億4,660万2,000円と定めてございます。

諸収入につきましては、2,000円と定めてございます。

負担金及び分担金につきましては、192万2,000円と定めてございます。

歳入合計では、1億9,089万5,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

農業集落排水事業費 5,470 万円と定めてございます。

公債費 1 億 3,619 万 5,000 円と定めてございます。

歳出合計では、1 億 9,089 万 5,000 円と定めてございます。

4 ページ、5 ページの事項別明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料、1、農業集落排水使用料、本年度 4,236 万 9,000 円と定めてございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 1 億 4,660 万 2,000 円を計上してございます。

諸収入で、町預金利子及び雑入、それぞれ 1,000 円ずつ見込んでございます。

4、分担金及び負担金、農業集落排水事業負担金として 192 万 2,000 円を見込んでございます。これにつきましては新規加入負担金 6 カ所分を予定してございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

農業集落排水事業費の 1、総務費につきましては、本年度 1,067 万 5,000 円を計上してございます。主な内容につきましては、職員 1 名分の人件費等で 955 万 4,000 円を措置してございます。

2、施設維持管理費として 4,402 万 5,000 円計上してございます。内容につきましては、5 地区の処理場の電気代で 1,195 万円、処理施設管理委託料として 1,700 万円等、5 地区の処理場の維持管理に伴う所要の経費を計上してございます。

8 ページをお願いいたします。

公債費でございます。1、元金として、本年度 9,848 万円を計上してございます。長期債の償還金でございます。

利子として 3,771 万 5,000 円を計上してございます。長期債の償還利子と一時借入金利子を措置してございます。

9 ページから 12 ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

13 ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

下水道事業債の合計でご説明申し上げます。

前々年度末現在高につきましては、22億2,529万4,000円、前年度末現在高見込みとして21億3,173万7,000円、当年度中の増減見込みで、当年度中の起債見込み額はゼロでございます、当年度中の元金償還見込み額として9,848万円、当年度末現在高見込み額として20億3,325万7,000円になる見込みでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第25号をご説明申し上げます。

議案第25号、平成21年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

平成21年度上富田町の特別会計公共下水道事業予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,516万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1、負担金及び分担金、6,905万5,000円と定めてございます。

使用料及び手数料につきましては851万4,000円と定めてございます。

国庫支出金につきましては5,420万円と定めてございます。

県支出金につきましては、240万円と定めてございます。

繰入金につきましては、1億2,629万5,000円と定めてございます。

繰越金につきましては、20万円と定めてございます。

諸収入につきましては2,000円、町債につきましては7,450万円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

財産収入で1,000円と定めてございます。

歳入合計では、3億3,516万7,000円と定めてございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公共下水道事業費2億4,240万2,000円と定めてございます。

公債費につきましては、9,276万5,000円と定めてございます。

歳出合計では、3億3,516万7,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」。

起債の目的、公共下水道事業、限度額7,450万、起債の方法、借り入れ先、政府、銀行またはその他、利率5%以内、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによつてございます。

6ページ、7ページにつきましては、事項別明細書でございます。お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

負担金及び分担金、公共下水道受益者負担金、本年度6,905万5,000円と定めてございます。これにつきましては、丹田台地区の公共下水道の接続に伴う工事負担金及び受益者負担金等を見込んでございます。

使用料及び手数料につきましては、公共下水道使用料で851万4,000円を見込んでございます。

国庫支出金につきましては、公共下水道事業費国庫補助金として5,420万円を見込んでございます。

県支出金につきましては、公共下水道事業費県補助金として240万円を見込んでございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として9,800万円を見込んでございます。

9ページをお願いいたします。

同じく下水道基金の繰入金として2,829万5,000円を見込んでございます。

繰越金につきましては20万円を見込んでございます。

諸収入につきましては、町預金利子及び雑入それぞれ1,000円ずつ見込んでございます。

町債につきましては、公共下水道事業債として7,450万円を見込んでございます。

財産収入として1,000円の基金利子を見込んでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

公共下水道事業費として、本年度2億1,958万4,000円を措置してございます。主なものにつきましては、職員3名分の人件費で1,901万5,000円、それから工事請負費として1億3,650万円を措置してございます。これにつきましては、丹田台の污水管の改良工事及び昨年度に引き続き朝来、旭地区及び生馬、本郷地区の管路工事等を計画してございます。

11ページをお願いいたします。

施設維持管理費でございます。本年度2,281万8,000円を措置してございます。主な内容につきましては、臨時職員1名の賃金及び浄化センターの維持管理に伴う所要の経費を計上してございます。よろしくお願い申し上げます。

公債費につきましては、元金として5,375万9,000円を措置してございます。長期債の償還金でございます。

利子につきましては、3,900万6,000円を措置してございます。長期債の償還利子及び一時借入金の利子を見込んでございます。

12ページから15ページにつきましては給与費明細書でございます。お目通しのほどよろしくお願いを申し上げます。

最後の16ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

これにつきましても下水道事業債の合計でご説明申し上げます。

前々年度末の現在高18億5,615万1,000円、前年度末現在高見込み額18億8,959万3,000円、当該年度中の増減見込みとして、当該年度中の起債見込み額として7,450万、当該年度中の元金償還見込み額として5,375万9,000円、当該年度末現在高見込み額19億1,033万4,000円になる見込みでございます。

以上、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内昭孝）

議案第26号について説明申し上げます。

平成21年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

平成21年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ470万円と定める。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入。

1款、財産収入420万6,000円。

寄付金48万3,000円、繰越金1万円、諸収入1,000円とし、歳入合計を470万円と定めております。

歳出。

委員会費98万円、総務費372万円とし、歳出合計470万円と定めております。

3ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

4ページをお願いします。

2、歳入。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入418万7,000円、主なものはスポーツセンターへの土地貸付収入の380万円です。

2、利子及び配当金、1万9,000円とし、計420万6,000円と定めております。

2款、寄付金、1目、指定寄付金といたしまして48万3,000円を計上しております。

5ページをお願いします。

3款、繰越金、1万円を計上しております。

4款、諸収入、1目、預金利子としまして1,000円を計上しております。

6ページをお願いします。

3、歳出。

1款、委員会費、1目、管理委員会費98万円と定めております。主なものは、委員

報酬の77万4,000円です。

7ページをお願いします。

2款、総務費、1目、一般管理費372万円と定めております。主なものといたしまして、賃金の26万円、不法投棄防止フェンス設置工事請負費の50万円、財政調整基金積立金の250万円です。

次の8ページの給与費明細書につきましては、お目通し願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、山崎君。

総務政策課企画員（山崎一光）

議案第27号について、ご説明申し上げます。

議案第27号、平成21年度西牟婁郡公平委員会予算。

平成21年度西牟婁郡公平委員会の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございますが、賦課金で131万3,000円、繰越金で2万円、諸収入で1,000円。

歳入合計133万4,000円と定めてございます。

歳出でございます。

委員会費で86万4,000円、総務費で45万円、予備費2万円。

歳出合計133万4,000円と定めてございます。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、事項別明細書でございます。お目通しのほどよろしく願いいたします。

5ページをお願いいたします。

歳入。

賦課金、本年度予算額131万3,000円、上富田町、白浜町、すさみ町及び公立紀南病院組合等、合計10団体の賦課金でございます。

2、繰越金、本年度予算額2万円、平成20年度からの繰越金でございます。

6ページをお願いいたします。

預金利子1,000円を見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

歳出。

1、委員会費、本年度予算額86万4,000円、委員報酬等でございます。

2、総務費、1、一般管理費、本年度予算額45万円、旅費、それから、8ページをお願いいたします。全国公平委員会等への負担金等でございます。

3、予備費、本年度予算額2万円を計上しております。

9ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月17日午前9時30分となっておりますので、ご参集をお願いします。

ありがとうございました。

延会 午前11時15分